

日常点検、定期点検、簡単なメンテナンス

お車をご使用の方の安全と車を快適にご使用いた
だくために、日常のお車の使用状況に応じて、お客様
の判断で適時行っていたく日常点検と、1年
毎(12か月毎)、2年毎(24か月毎)の定期点検整備
が義務づけられています。
安全快適にお乗りいたくために、必ず実施して
ください。



警告

点検整備の方法を正しく行わないことや、不
適当な整備、未修理は、転倒事故などを起こす
原因となり、死亡または重大な傷害に至る可
能性があります。

- 点検整備は、取扱説明書・メンテナンスノーツに記載された点検方法・要領を守り、必ず実施してください。
- 異状箇所は乗車前に修理してください。

各点検、メンテナンス等については、以下のページ
をご覧ください。

1か月目点検について…	…92
交換部品について…	…92
日常点検…	…93
メンテナンス部品配置図…	…94
定期点検…	…96
簡単なメンテナンス…	…97
ブレーキ…	…98
タイヤ…	…102
ドライブチェーン…	…106
クラッチ…	…108
エンジンオイル…	…109
冷却水…	…114
バッテリ…	…117
ヒューズ…	…121
エアクリーナ…	…124
ケーブル・ワイヤ類…	…126
ブリーザードレン…	…127